

第1部 行政法総論

第1章 行政法の基本構造 p1

第2章 法律による行政の原理 p1

[論点1] 法律の留保が必要とされる行政活動

第3章 行政法の一般原則 p2

[論点1] 租税法規に基づく課税処分に対する信義則の適用（最判 S62.10.30・百 I 24）

第4章 行政上の法律関係 p3

[論点1] 短期消滅時効を定める会計法 30 条の適用範囲（最判 S50.2.25・百 I 31）

第5章 行政組織法 p4～5

第1節. 行政上の法主体 p4～5

1. 行政主体 p4
2. 行政機関 p4
3. 権限の代行・専決・代決 p4～5

第2節. 国の行政組織 p5

第3節. 地方の統治体制 p5

1. 地方自治の原理
2. 地方公共団体の権能と事務
3. 条例

第6章 行政基準 p6～7

第1節. 総論 p6

第2節. 法規命令 p6～7

[論点1] 委任命令

（論証1）委任立法の可否

（論証2）委任の方法の限界

（論証3）委任命令の内容の限界

第3節. 行政規則 p7

第7章 行政行為 p8～10

第1節. 行政行為の意義 p8

第2節. 行政行為の分類 p8

第3節. 行政行為の効力 p8

公定力／不可争力／執行力／不可変更力／実質的確定力

第4節. 職権取消し p8～9

[論点1] 特別の法律の根拠・限界（最判 S43.11.7・百 I 88）

第5節. 職権撤回 p9

[論点1] 特別の法律の根拠・限界（最判 S63.6.17・百 I 89）

第6節 附款 p9～10

1. 種類 p10
2. 許容性 p10
3. 限界 p10
4. 附款付き許認可処分取消訴訟 p10

第8章 行政裁量 p11～17

1. 条文解釈で書く場合と行政裁量で書く場合の区別 p11
2. 行政裁量の存否の判断基準 p11
3. 裁量処分の（司法）違法審査の手法 p11
4. 事案類型ごとの処理手順 p12～17
 - （1）裁量基準に従った裁量処分（裁量基準の適合性判断は不問） p12～14
 - （2）裁量基準に従った裁量処分（裁量基準の適合性判断も問題となる） p14～15
 - （3）裁量基準から逸脱した裁量処分 p15～16
 - （4）裁量基準と関係なく判断過程審査をする場合 p16
 - （5）処分庁の判断過程に専門的な第三者機関が関与している場合 p16～17

第9章 行政契約 p18～19

第1節 法の一般原則との関係 p18

第2節 行政契約の分類 p18

第3節 公害防止協定 p18～19

[論点1] 公害防止協定の法的拘束力

第10章 行政指導 p20～22

1. 行政指導の意義・性質 p20
2. 行政指導に関する法的規制 p20
3. 行政指導の争い方 p20～22

[論点1] 行政指導を理由とする許認可の留保（品川マンション・最判 S60.7.16・百 I 124）

[論点2] 指導要綱に基づき教育施設負担金の納付を求める行政指導の限界（最判 H5.2.18・百 I 98）

第11章 行政計画 p23

第12章 行政調査 p24～25

1. 行政調査の意義 p24
2. 行政調査の手続 p24

[論点1] 憲法 35 条（川崎民商事件・最大判 S47.11.22・百 I 103）

[論点2] 憲法 38 条 1 項（川崎民商事件・最大判 S47.11.22・百 I 103）

3. 行政調査と犯罪調査 p24～25

[論点3] 犯罪事件の調査・捜査の手段としての行政調査（最判 H16.1.20・百 I 105）

[論点4] 刑事捜査により取得収集された資料の流用（最判 S63.3.31）

4. 法の一般原則 p25

5. 行政調査の違法は行政決定の違法を基礎づけるか p25

[論点 5] 行政調査の違法は行政決定の違法を基礎づけるか

第 1 3 章 行政上の義務履行確保 p26～27

第 1 節. 行政上の義務履行確保の種類 p26～27

[論点 1] 行政代執行の対象となる代替的作為義務の発生根拠

[論点 2] 義務履行確保の手段としての公表を自主条例で定めることの可否

[論点 3] 司法的執行の可能性 (1) (宝塚市パチンコ条例事件・最判 H14.7.9・百 I 109)

[論点 4] 司法的執行の可能性 (2) (最判 S41.2.23・百 I 108)

第 2 節. 即時強制 p27

第 1 4 章 行政罰 p28

第 1 5 章 行政手続法 p29～32

[論点 1] 不利益処分理由の提示 (最判 H23.6.7・百 I 120)

[論点 2] 処分手続の瑕疵と処分の取消事由

[論点 3] 審査・審議の過程における瑕疵

(論証 1) 持ち回り決議による答申に基づく処分 (最判 S46.1.22・百 I 113)

(論証 2) 多数の者から少数特定の者を選択して免許を付与する場合における審査手続 (最判 S46.10.28・百 I 117)

(論証 3) 諮問手続の瑕疵 (最判 S50.5.29・百 I 118)

第 1 6 章 情報公開・個人情報保護 p33～34

第 1 節. 情報公開制度 p33～34

[論点 1] 情報公開法に基づく本人情報の開示 (最判 H13.12.18・百 I 38)

[論点 2] 不開示情報を開示する裁量

[論点 3] 部分開示における情報の有意性 (最判 H13.3.27、最判 H19.4.17・百 I 37)

第 2 節. 個人情報保護制度 p34

第 1 7 章 住民訴訟 p35～37

[過去問] 平成 23 年司法試験短答式試験公法系第 33 問改題

[論点 1] 違法性の承継 (最判 H14.7.2、最判 H19.4.24)

[論点 2] 住民監査請求の期間制限 (最判 H14.7.2、最判 H19.4.24)

[論点 3] 同一の行為等を対象とする住民監査請求を重ねて行うことの可否 (最判 S62.2.20・百 I 130)

第 2 部 行政事件訴訟法等

第 1 章 行政事件訴訟の 4 類型 p39

第 2 章 取消訴訟 p39～84

第 1 節. 処分性 p39～57

1. 処分性の判断枠組み p39～41

2. 公権力性 p41～46

(1) 法令上の根拠 p41～45

[例 1] 検疫所長による食品衛生法違反通知 (最判 H16.4.26)

[例 2] 労災就学援護費の不支給決定 (最判 H15.9.4・百 II 157)

[例 3] 公営福祉施設の民間移管に係る事業者選考応募者に対する「決定に至らなかった」旨の通知 (最判 H23.6.14・H23 重判 6)

(2) 優越的地位の発動 p45～46

[例 4] 保育実施の解除 (司法試験プレテスト)

3. 法的効果 p47～53

(1) 許認可の前段階における同意拒否・禁止通知 p47～49

[例 5] 関税定率法 21 条 3 項に基づく輸入禁制品該当通知 (最判 S59.12.12・百 II 159)

[例 6] 開発許可に係る公共施設管理者の同意の拒否 (最判 H7.3.23・百 II 156)

(2) 手続上の地位に対する影響が認められる場合 p49

[例 7] 登録免許税還付通知拒絶通知 (最判 H17.4.14・百 II 161)

(3) 観念の通知・事実上の行為・公法上の判断を表示する行為 p49～51

[例 8] 病院開設中止勧告 (最判 H17.7.15・百 II 160)

[例 9] 公表

(4) 内部行為論 p51～52

(5) 事実上の地位に対する影響にとどまる場合 p52

[例 10] 区立小学校の統廃合を内容とする条例 (最判 H14.4.25)

(6) 申請と届出の違い p52～53

4. 法的効果の直接・具体性 p53～57

(1) 対物処分 p53

[例 11] 対物処分：二項道路の一括指定 (最判 H14.1.17・百 II 154)

(2) 中間的行為 p53～55

[例 12] 土地区画整理事業計画の決定 (最大判 S41.2.23、最大判 H20.9.20・百 II 152)

[例 13] 用都地域指定 (最判 S57.4.22・百 II 153)

(3) 条例制定行為 p55～57

[例 14] 条例制定行為：市立保育所の廃止を内容とする条例 (最判 H21.11.26・H22 重判 9)

第 2 節. 原告適格 p58～67

1. 法律上保護された利益説 p58～62

[書き方のコツ] p61～62

[論証例] p62

[過去問] 平成 21 年司法試験設問 1 改題 p62～66

2. 景観利益 p66

3. 「自己の権利」に関する原告適格 p67

4. 団体の原告適格 p67

第 3 節. 訴えの利益 p68～73

[判例 1] 建築確認 (最判 S59.10.26・百 II 174)

[判例 2] 開発許可 (1) 市街化区域内における土地を開発区域とする場合 (最判 H5.9.10)

[判例 3] 開発許可 (2) 市街化調整区域内における土地を開発区域とする場合 (最判 H27.12.14・H28 重判 3)

[判例 4] 裁量基準の拘束力と訴えの利益 (最判 H27.3.3・百 II 175)

[判例 5] 取消判決により原状回復義務が生じることを根拠として訴えの利益を肯定することの可否 (名古屋高判 H8.7.18)

[判例 6] 原告適格を基礎づけている権利利益の実現・確保

(論証 1) 保安林指定解除処分後の代替施設の設置 (最判 S57.9.9・百 II 177)

(論証 2) 公文書の非公開決定の取消訴訟において当該公文書が書証として提出された場合 (最判 H14.2.28)

[判例 7] 競願関係 (最判 S43.12.24 (百 II 173))

[判例 8] 優良運転者の記載がない免許証を交付されて免許証更新処分を受けた者による免許証更新処分の取消訴訟 (最判 H21.2.27・H21 重判 8)

[判例 9] 国家賠償請求訴訟との関係 (最判 S36.4.21)

第 4 節. 取消訴訟の審理 p74～78

1. 処分の取消事由の分類 p74

2. 法律構成を示す p74

3. 論点 p74～78

[論点 1] 取消訴訟の違法性判断の基準時 (伊方原発訴訟・最判 H4.10.29・百 I 77)

[論点 2] 瑕疵の治癒 (最判 S47.12.5・百 I 86)

[論点 3] 違法行為の転換 (最大判 S29.7.29・百 I 87)

[論点 4] 理由の追完・差替え (最判 S56.7.14・百 II 188)

[論点 5] 違法性の承継 (最大判 H21.12.17・百 I 84)

[論点 6] 原処分主義と裁決主義の関係

[論点 7] 原処分の取消訴訟と裁決の取消訴訟とが併合提起された場合に原処分の取消訴訟において取消判決が下されたときにおける裁決の取消訴訟の帰趨 (最判 S62.4.21・百 II 138)

[論点 8] 主張制限

第 5 節. 取消判決の効力 p79～80

1. 既判力 p79

2. 形成力 p79

[論点 1] 取消判決の形成力が生じる「第三者」の範囲 (最判 H21.11.26・H22 重判 9)

3. 拘束力 p79～80

第 6 節. 執行停止 p81～84

1. 3 種類の執行停止 p81

2. 要件 p81～83

3. 執行停止決定の効力 p84

第 3 章 無効等確認訴訟 p85～86

[論点 1] 予防的無効確認訴訟 (最判 S51.4.27)

[論点 2] 補充性 (最判 H4.9.22・百 II 181)

[論点 3] 無効原因 (最判 S48.4.26・百 I 83、もんじゅ訴訟・名古屋高金沢支判 H15.1.27)

[論点 4] 無効確認判決の第三者効 (最判 S42.3.14・百 II 205)

第 4 章 不作為の違法確認訴訟 p87～88

1. 訴訟要件 p87

2. 本案要件 p87～88

3. 判決効 p88

第5章 義務付け訴訟 p89～91

第1節. 非申請型義務付け訴訟 p89

1. 訴訟要件
2. 本案勝訴要件

第2節. 申請型義務付け訴訟 p89～

1. 訴訟要件 p89～90
2. 本案勝訴要件 p90
3. 関連論点 p90～91

[論点1] 処分の義務付け訴訟への第三者の参加

第3節. 仮の義務付け p91

1. 要件
2. 仮に義務付けられる処分の性質

第6章 差止訴訟 p92～93

1. 訴訟要件 p92
2. 本案勝訴要件 p92
3. 差止判決の第三者効 p92～93
4. 仮の差止め p93

第7章 当事者訴訟 p94～95

1. 形式的当事者訴 p94
2. 実質的当事者訴訟 p94～95
3. 民事仮処分の排除 p95

第8章 争点訴訟 p95

第9章 法的手段の選択 p96

1. 複数の法的手段の比較検討
2. 取消訴訟が基本である
3. 仮の救済の検討の要否

第10章 国家賠償 p97～106

第1節. 国家賠償法1条 p97～101

1. 責任の性質・実質的根拠 p97
2. 要件 p97～99

[判例1] 児童養護施設における他の入所児童からの暴行（最判 H19.1.25・百II232）

3. 論点 p99～101

[論点1] 加害公務員・加害行為の特定（最判 S57.4.1・百II230）

[論点2] 申請処理の遅延（最判 H3.4.26・百II218）

[論点 3] 行政行為の公定力は国家賠償請求に及ぶか (最判 H22.6.3・百 II 233)

[論点 4] 規制権限の不行使 (最判 H 元.11.24・百 II 222、最判 H7.6.23・百 II 223)

第 2 節. 国家賠償法 2 条 p102~105

1. 責任の趣旨 p102

2. 要件 p102

3. 判例 p103~105

[判例 1] テニスコートの審判台の転倒事故 (最判 H5.3.30・百 II 240)

[判例 2] 河川管理の瑕疵 (1) 未改修河川又は改修の不十分な河川 (最判 S59.1.26・百 II 237)

[判例 3] 河川管理の瑕疵 (2) 改修済みの河川 (最判 H2.12.13・百 II 238)

[判例 4] 安全設備の未設置 (最判 S61.3.25・百 II 239)

[判例 5] 安全設備の一応の設置・運用 (東京高判 H5.6.24)

[判例 6] 供用関連瑕疵 (機能的瑕疵) (最判 S56.12.16・百 II 241)

第 3 節. 国家賠償法 3 条~6 条 p106

1. 費用負担者

[論点 1] 「費用を負担する者」 (最判 S50.11.28・百 II 242)

[論点 2] 「内部関係でその損害を賠償する責任ある者」 (最判 H21.10.23・百 II 243)

2. 民法・特別法との関係

3. 民法以外の他の法律による別段の定め

4. 相互保証主義

第 1 1 章 損失補償 p107~108

1. 根拠 p107

[論点 1] 憲法 29 条 3 項を直接の根拠とする損失補償請求権 (河川附近地制限令事件・最大判 S43.11.27・百 II 252)

2. 要件 p107~108

(1) 2 項と 3 項の関係

[論点 2] 憲法 29 条 2 項に基づく財産権の制限に対する補償の要否

(2) 「公共のために用ひる」

(3) 特別の犠牲 p107~108

[論点 3] 補償の要否の判断基準

[論点 4] 消極目的規制に対する補償の要否 (最大判 S43.11.27・百 II 252、最判 S58.2.18・百 II 247)

4. 「正当な補償」 p108

[論点 5] 「正当な補償」の意味 (農地改革事件・最大判 S28.12.23・百 II 248)

第 3 部 行政不服審査法

1. 総論 p103

2. 不服申立ての種類 p103

3. 審査請求の要件 (掲載なし)

4. 審査請求の手続 (掲載なし)

5. 執行停止 (掲載なし)

6. 教示・情報提供 (公表を含む) (掲載なし)

第2部 行政事件訴訟法等

第1章 行政事件訴訟の4類型

行政事件訴訟法2条は、行政事件訴訟として、抗告訴訟(3条)・当事者訴訟(4条)・民衆訴訟(5条)・機関訴訟(6条)という4つの類型を定めている。

抗告訴訟・当事者訴訟は主観訴訟、民衆訴訟・機関訴訟は客観訴訟である。

B 総まくり 109頁

第2章 取消訴訟

取消訴訟は、行政庁の処分・裁決について、その全部又は一部の取消しを求め、その処分・裁決の法的効力を遡って消滅させる訴えである(3条2項)。

取消訴訟の訴訟要件は、処分性(3条2項)、原告適格(9条)、訴えの利益(9条1項参照)、被告適格(11条)、管轄(12条)、不服申立前置(8条)、出訴期間(14条)である。

A 総まくり 110~219頁

第1節 処分性

A 総まくり 110~150頁

1. 処分性の判断枠組み

A 総まくり 110~112頁

(1) 昭和39年判決の定式

判例において、「行政庁の処分」(行訴法3条2項)とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」を意味するとされている。

最判 S39.10.29・百II 148

昭和39年判例の定式の具体的内容の整理については、著者によって若干の違いがあるところ、試験対策上、①公権力性、②国民に対する直接・具体的な法的効果(国民の権利義務に対する直接・具体的な法的規律)と整理すると、答案が書きやすいと思われる。

処分性の有無は、基本的には①及び②により判断されるが、③抗告訴訟による権利救済の必要性が考慮されることもある。

処分性の要件は、抗告訴訟か公法上の当事者訴訟・民事訴訟かという訴訟管轄の配分を行うのに加え、広義の訴えの利益の判断として訴訟として取り上げるに値しない紛争を成熟性の観点から排除する機能を果たす。

(2) 公権力性

公権力性は、国又は公共団体が法令を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使をいう。

これは、「公権力の主体たる」という判旨に対応する要件であり、権力性のない行為を取消訴訟から除外することを趣旨とする。

当てはめでは、少なくとも、形式的要素に属する㊦行為の主体(国又は公共団体)と㊧法令上の根拠規定(自主条例も含まれる)を指摘する。

保育実施解除のように契約関係に基づく私法上の行為にとどまるのかが問題となる事案では、㊦・㊧に加え、実質的要素である㊨法令を根拠とする優

越的地位の発動の有無についても検討する。そして、法律関係の出口に関する行為の性質が問われている事案では、入り口の性質から検討する（出口と入り口の性質が対をなしているのが通常だから）。さらに、手続規定（行手法の適用除外や行政不服申立てに関する規定）については、実体法上の規定を検討した後に、言及する（手続規定は、実体法上の規定により根拠づけられていること（公権力性の有無）を反映したものであるから）。

（３）直接具体的な法的効果

直接具体的な法的効果は、国民の権利義務（又は法的地位）に対する影響（規律）という意味での法的効果と、その直接性・具体性からなる。直接性・具体性には、紛争の成熟性を欠くものを取消訴訟の対象から除外する機能がある。

ア．法効果性

法効果性は、㉠私人の権利・地位（利益を含む）に対する影響、㉡影響を受ける地位が法的地位といえること（権利では㉡は問題とならない）、㉢権利・地位に対する影響が根拠規定において当該行為の効果として予定されたものであることからなる。法的地位には、実体上の地位と手続上の地位がある。なお、㉠～㉢のうち、問題となるものだけ検討すれば足りる。

イ．直接・具体性

法的効果の直接・具体性は、紛争の成熟性を吟味する機能を有することから、「抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果」と呼ばれることもある。法的効果の分析の際には、当該行為それ自体の効果と、後続行為との連動性を根拠にした効果を区別する。例えば、特段の事情のない限り後続処分に至るという強い連動性があれば、前倒し的な法効果の読み込みにより、後続処分を受けるべき地位に立たされるという意味で、法的地位に対する直接・具体的な影響が生じるとして、直接・具体的な法的効果を認める余地がある。

（４）実効的な権利救済を図るという観点

近時の判例では、処分性を判断する際に、「実効的な権利救済を図るという観点」を考慮することがある。

実効的な権利救済という観点を処分性の判定要素の１つとして用いることは、国民の権利利益のより実効的な救済という平成 16 年行訴法改正の理念に適うものである。

実効的な権利救済の使い方としては、㉣処分性の本来的要件の緩和、㉤本来的要件の不充足の補完、㉥本来的要件から導かれる結論の合理性を支える㉦処分性要件の加重などが挙げられる。

これらの例としては、㉧病院開設中止勧告の処分性を肯定した判例、㉨土地地区画整理事業計画決定の処分性を肯定した判例、㉩市立保育所を廃止する改正条例の制定行為の処分性を肯定した判例が挙げられる。

検疫所長による食品衛生法違反通知の処分性を肯定した判例、登録免許税還付通知拒絶通知の処分性を肯定した判例及び土地地区画整理事業計画決定の処分性を肯定した判例につき、㉪に属する判例であるとする見方もある。

最判 H17.7.15・百 II 160

最大判 H20.9.10・百 II 152

最判 H21.11.26・H22 重判 9

最判 H16.4.26

最判 H7.4.14・百 II 161

最大判 H20.9.10 百 II 152

(5) 公権力的事実行為

行政事件訴訟法 3 条 2 項が処分性について「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」として「その他公権力の行使に当たる行為」という文言を付加しているのは、学問上の行政行為だけでなく一定範囲の公権力的事実行為についても処分性を認めて抗告訴訟の対象にするためである。

そうすると、①法効果性ありとして処分性を肯定する場合には「行政庁の処分」だけ引用すれば足りる一方で、②「公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」（旧行政不服審査法 2 条 1 項）という意味での継続的性質を有する公権力的事実行為について処分性を認める場合と、③法効果性がない公権力的事実行為のうち継続的性質を有しない行為（例えば、病院開設中止勧告）について権利救済の必要性から例外的に処分性を肯定する場合には、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」まで引用する、という理解が正確である。

(6) 個別法の明文で処分性が認められる場合

ア. 当該行為について、個別法が明文で行政不服審査法上の不服申立てや行政事件訴訟法上の抗告訴訟の提起を認めている場合

この場合には、法律が、当該行為の実質的性質を問わずこれを「処分」とみなしているのであるから、処分性を認めるに当たって、昭和 39 年判決の定式を持ち出すことなく、処分性を肯定することができる。

イ. 当該行為について、個別法が明文で行政不服審査法や行政手続法上の行政処分手続の適用除外を定めている場合

処分性がないのであれば、適用除外規定がなくても行政不服審査法や行政手続法上の行政処分手続が適用されないのだから、敢えてこれらの適用除外規定が設けられているということは、個別法が当該行為について本来であれば行政不服審査法や行政手続法上の行政処分手続が適用される「処分」であることを前提にしている、と理解することになる。したがって、適用除外規定の存在は、争点となっている処分性の要件（公権力性、法効果性、法効果の直接具体性）を肯定する方向で評価される。

ウ. 論じ方

ア・イについては、処分性の検討過程の最後に言及する。例えば、公権力性との関係で論じるのであれば公権力性の検討過程の最後に、法効果性との関係で論じるのであれば法効果性の検討過程の最後に論じる。

ア・イという手続面に関する規定は、実体法上の規定により導かれる処分性肯定という結論を反映したものだからである。

2. 公権力性

(1) 法令上の根拠

A という行為について、法令上の明文規定がなく、要綱・通達といった行政規則によって明確に定められている場合、「法令上の根拠」を認めるために、当該法令の合理的解釈が試みられることがある。

A 総まくり 114～122 頁

A 総まくり 114～119 頁

【例 1】 検疫所長による食品衛生法違反通知

食品等を適法に輸入するための手続は、以下の通りである。

- ①検疫所長に対する輸入の届出（当時：食品衛生法 16 条、現在：同法 27 条）
- ②検疫所長による⑦食品等輸入届出済証又は④食品衛生法違反通知書の交付（⑦④につき、食品衛生法上は明確に定められておらず、輸入食品等監視指導業務基準（行政規則）により明確に定められているにとどまる）
- ③税関長に対して輸入許可を求めて輸入申告（関税法 67 条）をする
- ④関税法 70 条 2 項が輸入許可の要件として定める「当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備」の証明・確認があれば、税関長が輸入許可をすることになる。関税法 70 条 2 項が輸入許可の要件として定める「当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備」の証明・確認の方法について、関税法基本通達（行政規則）では、②において⑦食品等輸入届出済証が交付されていない食品等に関する輸入申告書は受理しないと定めているものの、そのようなことは関税法上明確には定められていない。

まず、本判決は、(改正前) 食品衛生法 16 条は、検疫所長が輸入届出に対する応答として⑦食品等輸入届出済証又は④食品衛生法違反通知書のいずれかを交付することを予定しており、輸入食品等監視指導業務基準（行政規則）はそのことを確認する趣旨で定められたものであると解釈することにより、食品衛生法違反通知は（改正前）食品衛生法 16 条に基づくものであるといえ公権力性があるとした。

次に、関税法上は食品等輸入届出済証が交付されていなくても輸入許可の要件を満たすとして税関長により輸入許可がなされる余地があるのであれば、②において⑦食品等輸入届出済証ではなく④食品衛生法違反通知書が交付されたことには、輸入許可を受けられなくなる結果として食品等を適法に輸入することができなくなるという法的効果が認められないことになるため、関税法上は食品等輸入届出済証が交付されていなくても輸入許可の要件を満たすとして税関長により輸入許可がなされる余地があるのか(換言すると、食品衛生法違反通知書の交付には、輸入許可をしてはならないとして税関長の許否に関する判断を法的に拘束する力があるのか) が問題となる。本判決は、関税法 70 条 2 項では、輸入許可の要件である「当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備」の証明・確認の手段として②において⑦食品等輸入届出済証が交付されていることを要求するという取扱いが予定されており、関税法基本通達（行政規則）はそのことを確認する趣旨で定められたものであると解釈することにより、食品衛生法違反通知書の交付には輸入許可をしてはならないとして税関長の許否に関する判断を法的に拘束する力があるとして、輸入許可を受けられなくなる結果として食品等を適法に輸入することができなくなるという法的効果を認め、処分性を肯定した。

【例 2】 労災就学援護費の不支給決定

労働者災害補償保険法 23 条 1 項 2 号は、労働福祉事業として労災就学援護費の支給を行うことを定めているものの、同条 2 項の委任を受けた同法施行規則 1 条 3 項では、支給に関する事務の管轄を定めるだけで、支給のため

B

最判 H16.4.26

A

最判 H15.9.4・百II157

の一連の手續・要件を定めていなかった。また、法第3章(7条~29条)は、「保険給付」の手續・要件について定めているが、労災就学援護費の支給は第3章の「保険給付」に含まれない。そのため、労災就学援護費の支給に関する決定について、法令上の明文根拠を欠く状態にあった。

1. 「行政庁の処分」(行訴法3条2項)とは、…略…

2. 確かに、労災就学援護費の支給に関する決定については、法で明示的に定められていないから、本件要綱に根拠を有するだけのよう思える。そして、本件要綱は、法令の委任に基づかない行政の内部基準たる行政規則だから、国民に対する直接の関係において法的拘束力を有しない。そうすると、仮に同決定が本件要綱のみに根拠を置くものなのであれば、法令上の根拠を欠くものとして、公権力性が否定される。

しかし、限られた財源を原資とする労災就学援護費の支給については、統一的・公平に判断されるべきであるから、行政処分の形式で行われるのが望ましい。そこで、このような要請のある同支給に関する決定については、関連する給付の支給決定の根拠規定を柔軟に解釈することで、法令上の根拠を認める余地があると解すべきである。

そして、法第3章は、被災労働者及びその遺族を援護する趣旨で、「保険給付」に関する手續・要件を定めている。法23条1項は、法第3章と同様の趣旨に基づき、労働福祉事業として、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると規定し、同条2項の委任を受けた規則1条3項では、労災就学援護費の支給に関する事務の管轄を定めている。そうすると、法は、第3章の「保険給付」を補完するために、労働福祉事業として、第3章の「保険給付」と同様の手續・要件により労災就学援護費を支給できる旨を規定していると解される。そして、本件要綱はこれと同じ趣旨を明らかにしたものと解される。

したがって、労災就学援護費の支給に関する決定(支給決定・不支給決定)にも、法令上の根拠が認められる。

3. そして、同支給決定は、労働基準監督署長が、上記でいう法令上の根拠に基づき、「請求」に対する応答として、優越的地位の発動として行うものであるから、公権力性が認められる。

4. さらに、労災就学援護費の給付を受ける権利を有する者には、一定額の給付を受けることができる抽象的な地位が与えられており、「請求」に対する支給決定によりその地位が具体的な給付請求権へと転化変質する。この意味で、支給に関する決定には直接・具体的な法的効果がある。

したがって、労災就学援護費の支給に関する決定は「行政庁の処分」に当たる。

【例3】 公営福祉施設の民間移管に係る事業者選考応募者に対する「決定に至らなかった」旨の通知

紋別市は、老人福祉施設の民営化を図るために、施設譲渡方式(建物は無償で譲渡し、土地は、当分の間、無償貸与する)を選択し、担い手の決定は公募によることとし、募集要綱を定め、募集要綱に基づき受託事業者の公募

A

最判 H23.6.14・H23 重判 6

を開始し、書類審査を経て受託事業候補者とすることに決定した A 会に対して、移管先としての「決定に至らなかった」旨の通知をした。

1. 「行政庁の処分」(3条2項)とは、…略…(昭和39年判決)。これは、公権力性及び直接・具体的な法的効果からなる。これらのうち、公権力性は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使を意味する。

実質的要素が争点となる事案では、公権力性の定義まで示すべきである。

2. 以上を前提として、本件通知の「処分」性を検討する。

(1) まず、公権力性との関係で、本件通知に法令上の根拠があるかが問題となる。

確かに、公の施設の民間移管の方法のうち、指定管理者方式についてのみ、地方自治法244条の2第3項でその手続が明定されている。そうすると、施設譲渡方式における本件通知は、地方自治法上の根拠を欠き、本件募集要綱に根拠があるにとどまるといい得る。そして、本件募集要綱は、法令の委任に基づかない行政の内部基準たる行政規則だから、国民に対する直接の関係において法的拘束力を有しない。そうすると、仮に本件通知が本件募集要綱のみに根拠を置くものなのであれば、法令上の根拠を欠くことになる。

公権力性の形式的要素について、本判決は、「本件募集は、法令の定めに基づいてされたものではない」とする。

しかし、老人福祉施設は、もともとは市町村が老人の福祉を実現・充実するという公益的要請に応じて設置・運用すべきものである(老人福祉法11条)から、その民間移管先の選択は公益的側面が強いといえる。このことは、民間移管先であっても、条例所定の基準に服するとともに(同法17条)、措置の受託義務を負い(同法20条)、さらには都道府県から措置に要する費用の一部補助を受けることができる(同法24条)という仕組みになっていることから窺われる。このような公益的側面の強い民間移管先の選択については、法令を根拠として統一的行われることが望ましい。

そして、紋別市では、指定管理者方式に関する市条例等において、公募を必要とする仕組みを設けているのだから、次のように考えることが可能である。すなわち、法令上、施設の所有権が自治体に留保される指定管理者方式についてさえも公募が必要とされているのであれば、市条例等は、これに基づく指定管理者方式による民間移管を補完するために、指定管理者方式よりも利権が大きく事業者に大きな責任を負わせることになる施設譲渡方式についても、慎重な手続を踏むべく、指定管理者方式と同様の公募を行うべきことを規定していると解釈することができるのであり、本件募集要綱はこのような法令の解釈と同じ趣旨を明らかにしたものと位置づけられるべきである。

したがって、本件通知にも法令上の根拠が認められる。

(2) 次に、公権力性との関係で、優越的地位の発動の有無が問題となる。

老人福祉施設の民間移管先の選択は、行政契約の相手方の選択であるから、形式上は、契約関係における行為に位置づけられる。そうすると、本件通知は、契約交渉段階の一方当事者としての私法上の行為であり、

論述例では、公権力性の実質的要素については、本判決と同じ考えに立っている。

法を根拠とする市の優越的地位の発動としての行為ではない、という見方になる。

なお、本件募集要綱では、決定後の市の取消権が定められているが、当事者の一方にのみ解除権を留保するということは、私人間の契約にもみられることであるから、この定めは本件通知の契約としての性質に本質的な変化をもたらすものではないと考えられる。

したがって、本件通知は、法を根拠とする優越的地位の発動として行われるものであるとはいえないため、公権力性を欠き、「行政庁の処分」に当たらない。

(2) 優越的地位の発動

国又は公共団体が国民との間でする行為が、契約の相手方の選考、契約の締結拒否、契約の解除・取消しなどの私法上の行為にとどまるのではないかとこの点が問題になることがある。

[例 4] 保育実施の解除

B 区福祉事務所長は、市立保育所 X の民間移管のため、児童 Q を含む市立保育所 X で保育している児童について、児童福祉法 33 条の 4・A 市保育実施条例・A 市保育実施条例施行規則 4 条に基づき保育実施を解除した。

2. 公権力性は、①行為の主体が国又は公共団体であることと②法令上の根拠規定という形式的要素と、③法令を根拠とする優越的地位の発動という実質的要素からなる。

(1) 保育実施の解除は、福祉事務所長により、児童福祉法第 33 条の 4・A 市保育実施条例・A 市保育実施条例施行規則 4 条という法令上の根拠に基づき行われるものであるから、①及び②を満たす。

もともと、保育所の利用関係については、保護者による保育実施の申込みとこれに対する市町村の応諾によって成立する利用契約関係であるとする見解もあるから、保育実施の解除は契約関係の解除という私法上の行為にとどまり、③法令を根拠とする優越的地位の発動とはいえないのではないかが問題となる。

(2) 確かに、A 市保育実施条例施行規則 2 条 1 項では「申込書」「承諾」と定められていることから、保育実施の開始は契約関係に基づくものであり、それと対を為す保育実施の解除も契約上の解除権行使によるものであり、公権力性を有しないことになると思える。

しかし、申請とこれに対する応答としての処分も、実質上は申込みと承諾であるから、「申込書」「承諾」という文言は、保育実施の申込みとこれに対する承諾の法的性質を判断する上で決定的な意味を持たない。

そして、「申込」に対する「承諾又は不承諾」の決定は、「国及び地方公共団体」が負う「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任」に基づいて行われるものであり、公益性が強い。

また、児童福祉法施行令 27 条所定の保育実施事由に該当する場合には、保護者からの申込みがあった「児童を保育所において保育しなければならない」（児童福祉法 24 条 1 項本文）のだから、契約のように承

A 総まくり 119～122 頁

A

司法試験プレテスト

法令の仕組みについては、プレテ

スの問題文参照

諾の自由が認められているものではない。

そうすると、保育実施の開始は契約関係によるものとはいえない。このことは、保育実施の対価である保育費用が都道府県・市町村側によって一方的に決定され（児童福祉法 56 条 3 項）、しかも、地方税の滞納処分の例によって徴収できるとされている（児童福祉法 56 条 11 項）ことからもうかがわれる。

したがって、保育実施の開始と対を為す保育実施の解除についても、契約の解除であるとはいえない。

(3) さらに、児童福祉法では、保育実施の解除について、児童の保護者に対する事前の意見聴取を要するとともに（同法 33 条の 4 第 3 号）、行政手続法の不利益処分に関する第 3 章の規定が 12 条・14 条を除いて排除される（同法 33 条の 5）と定められている。これは、児童福祉法が保育実施の解除を行政手続法第 3 章の「不利益処分」であると解しているからであると考えられる。

(4) したがって、保育実施の解除は、児童福祉法を根拠とする優越的地位の発動として行われるものであるといえ、③も満たし、公権力性が認められる。

3. では、保育実施解除に直接・具体的な法的効果が認められるか。

(1) ここでは、児童福祉法上、児童及びその保護者について、①保育所が特定されていない単なる「保育を受けることについての法的地位」のみならず、②「現に保育を受けている保育所において保育の実施期間が満了するまで保育を受けることを期待し得る法的地位」まで認められるかが問題となる。仮に、①しか認められないのであれば、市立保育所 X のほかに社会通念上通うことができる範囲内にある民間保育所 Y（市立保育所 X の移管先）があることから、①に対する侵害という意味での法的効果を欠くとして、法効果が否定される一方で、②が認められるのであれば、②に対する侵害という意味での法的効果、さらにはその直接・具体性が認められるからである。

(2) 児童福祉法上、「市町村は、…児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」（同法 24 条 1 項本文）とされており、しかも、同法の委任に基づく A 市保育実施条例・A 市保育実施条例施行規則 4 条では、保育実施の解除事由が限定列举されている。このことから、市町村は、保育に欠けるところがある児童を保育する義務を負い、これに対応して、児童及びその保護者は、現に保育を受けている保育所において保育の実施期間が満了するまで保育を受けることを期待し得る法的地位を有するといえる。そうすると、保育実施の解除は、児童及びその保護者の上記法的地位を直接に剥奪するという意味において、直接・具体的な法的効果を有する。

4. 以上より、保育実施の解除は、「行政庁の処分」に当たる。

第5章 義務付け訴訟

A 総まくり 226～230 頁

第1節. 非申請型義務付け訴訟 (3条6項1号)

A 総まくり 226～228 頁

1. 訴訟要件

(1) 「処分」

公権力の行使に当たる事実上の行為も含まれ、将来の行為の義務付けを求めるといふ訴えの性質上、継続性は不要である。

(2) 「一定の処分」

裁判所の判断が可能な程度に特定されていれば足りる。

(3) 原告適格

37条の2第3項の「法律上の利益を有する者」には、当該処分を定める行政法規が個々人の個別的利益として保護する利益を当該処分がなされないことにより侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者も含まれ、処分の名宛人でない者については、37条の2第4項が準用する9条2項の諸要素を考慮して判断する。

(4) 「重大な損害を生ずるおそれ」(37条の2第1項・2項)

この要件は、非申請型義務付け訴訟が認められると法令上の申請権がない者に申請権を認めたのと同様の結果となることから、同訴訟はこれによる権利救済の必要性が高い場合に限って認めるべきとの考えに基づく。

(5) 「その損害を避けるために他の適当な方法がない」(37条の2第1項後段)

これは、救済の必要性という観点から定められたものである。行訴法は、民事訴訟と義務付け訴訟の選択を原則として国民に委ねることを前提としている。そこで、「他に適当な方法」は、法政策的見地から民事訴訟との交通整理をするために特別の救済方法が個別実定法において法定されている場合に限って認められると解する。

(6) 被告適格

38条1項による11条の準用。

2. 本案勝訴要件 (37条の2第5項)

本案勝訴要件は、①「その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ…るとき」(裁量の余地がないとき)、②「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるとき」のいずれかに該当することである。

第2節. 申請型義務付け訴訟 (3条6項2号)

A 総まくり 228～229 頁

1. 訴訟要件

(1) 併合提起

申請型義務付け訴訟は、不作為の違法確認訴訟又は申請拒否処分の取消訴訟・無効等確認訴訟と併合提起する必要がある(37条の3第3項1号、2号)。

併合提起が強制される上記の訴訟は適法に提起される必要があり、例えば、申請拒否処分の取消訴訟では、出訴期間(14条)や審査請求前置(8条1項但書)が問題になることがある。

(2) 「一定の処分」

義務付け訴訟の対象は「一定の処分」とされているから(3条6項2号)、一定の幅のある処分の義務付けを求めることもできる。

(3) 「法令に基づく申請…をした者」(37条の3第2項)

「申請」(行手法2条3号)とは、行政庁が内容審査に基づき許認可等の諾否の応答をすることを、法令上義務付けられているものをいう。

(4) 併合提起が強制される訴訟の本案勝訴要件

①「当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと」(37条の3第1項1号)か、②「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること」(37条の3第1項2号)が必要である。

したがって、例えば、申請拒否処分の取消訴訟を併合提起した場合には、取消訴訟の本案勝訴要件を満たすことが必要となる。

(5) 原処分主義

裁決の義務付け訴訟は、「処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないとき」(個別法により裁決主義が採られているとき)に限り、提起することができる(37条の3第7項)。

(6) 被告適格

38条1項による11条の準用。

2. 本案勝訴要件(37条の3第5項)

①処分をすべきことが処分の根拠規定から明らかである場合(法令自体が効果裁量を明確に否定している羈束処分である場合)

or

②処分をしないことが裁量権の逸脱・濫用に当たる場合(裁量処分の場合に、求められた処分をしないことが裁量権の逸脱・濫用に当たるとき)

3. 関連論点

[論点1] 処分の義務付け訴訟への第三者の参加

原告Xが、自己に対する開発許可処分の義務付けを求めて申請型義務付け訴訟を提起した場合を想定する。

38条1項は取消判決の第三者効を規定した32条1項を義務付け訴訟に準用していないから、処分の義務付け判決には第三者効は認められない。したがって、開発許可処分の義務付け判決の効力は、付近住民Zに及ばない。

C

これでは、付近住民 Z が差止訴訟や取消訴訟を提起し、これが認容された場合、先に得られた義務付け判決の実効性が失われてしまう。

そこで、義務付け判決の効力を付近住民 Z にも及ぼすべく、原告 X は、付近住民 Z を義務付けの訴えに参加させる旨の申立て（38 条 1 項・22 条 1 項）をするべきである。

付近住民 Z は、開発許可処分により法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者として、「法律上の利益を有する者」に当たるから、「訴訟の結果により権利を害される第三者」（22 条 1 項）といえる。

第 3 節. 仮の義務付け（37 条の 5 第 1 項）

B 総まくり 229～230 頁

1. 要件

- ①義務付けの訴えの適法な提起・係属
- ②裁判所に対する申立て
- ③「償うことのできない損害」

平成 16 年改正により実効的な権利救済の観点から仮の義務付けが法定された経緯に鑑み、金銭賠償による補填が不可能な損害のみならず、金銭賠償による救済では社会通念に照らし著しく不合理と認められる損害も含まれると解すべきである。

- ④「緊急の必要」
- ⑤「本案について理由があるとみえるとき」
- ⑥「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」（消極要件）

2. 仮に義務付けられる処分の性質

仮に義務付けられる処分の性質は、訴訟手続上の仮の救済制度の一環としての仮の処分にとどまり、本来の処分とは異なるものであるから、仮の義務付け決定に基づいて行政庁が処分をした後に、義務付け訴訟で棄却判決が下された場合には、仮に義務付けられた処分は当然に失効すると解する。

行政処分は行政実体法を根拠とする以外ありえないというドグマを肯定し、仮に義務付けられる処分の性質は本来の処分と同じであると解することは、仮の義務付け決定に仮の救済を超えて本案勝訴判決と同じ効果を付与するに等しく、仮の救済という制度趣旨を逸脱するからである。

判例

- ・最大判 S28.12.23 (百 II 248) p108
- ・最判 S29.1.22 p107
- ・最判 S31.11.30 (百 II 229) p99
- ・最判 S34.1.29 (百 I 20) p51
- ・最判 S36.4.21 p73
- ・最判 S39.10.29 (百 II 148) p39
- ・最判 S41.2.23 (百 I 108) p27
- ・最大判 S41.2.23 p53
- ・最判 S42.3.14 (百 II 205) p86
- ・最判 S43.11.7 (百 I 88) p8
- ・最大判 S43.11.27 (百 II 252) p107、108
- ・松山地宇和島支判 S43.12.10 p9
- ・最判 S46.1.22 (百 I 113) p31
- ・最判 S46.10.28 (百 I 117) p31
- ・最大判 S47.11.22 (百 I 103) p24
- ・最判 S47.12.5 (百 I 86) p75
- ・最判 S43.12.24 (百 II 173) p72
- ・最判 S48.4.26 (百 I 83) p86
- ・最判 S50.2.25 (百 I 31) p3
- ・最判 S50.5.29 (百 I 118) p31
- ・最判 S50.11.28 (百 II 242) p106
- ・最判 S51.4.27 p85
- ・最判 S54.7.10 (百 II 231) p97
- ・最判 S56.7.14 (百 II 188) p75
- ・最判 S56.12.16 (百 II 241) p104
- ・最判 S57.4.1 (百 II 230) p99
- ・最判 S57.4.22 (百 II 153) p54
- ・最判 S57.9.9 (百 II 177) p66、71
- ・最判 S58.2.18 (百 II 247) p108
- ・福岡高判 S58.3.7 p5
- ・最判 S59.1.26 (百 II 237) p103
- ・最判 S59.2.24 (百 I 96) p20
- ・最判 S59.10.26 (百 II 174) p68
- ・最判 S59.12.12 (百 II 159) p47
- ・最判 S60.7.16 (百 I 124) p20
- ・最判 S61.3.25 (百 II 239) p104
- ・最判 S62.2.20 (百 I 130) p37
- ・最判 S62.4.21 (百 II 138) p78
- ・最判 S62.10.30 (百 I 24) p2
- ・最判 S63.3.31 p25
- ・最判 S63.6.17 (百 I 89) p9

- ・最判 H 元.11.24 (百 II 222) p100
- ・最判 H2.12.13 (百 II 238) p104
- ・最判 H3.4.26 (百 II 218) p99
- ・最判 H4.9.22 (百 II 181) p85
- ・最判 H4.10.29 (百 I 77) p15、16、74
- ・最判 H5.2.18 (百 I 98) p21
- ・最判 H5.3.30 (百 II 240) p103
- ・東京高判 H5.6.24 p104
- ・最判 H5.9.10 p68
- ・最判 H7.3.23 (百 II 156) p48
- ・最判 H7.6.23 (百 II 223) p100
- ・名古屋高判 H8.7.18 p71
- ・札幌地判 H9.3.27 p77
- ・最判 H13.3.27 p34
- ・東京地判 H13.12.4 p66
- ・最判 H13.12.18 (百 I 38) p33
- ・最判 H14.1.17 (百 II 154) p53
- ・最判 H14.2.28 p71
- ・最判 H14.4.25 p52
- ・最判 H14.7.2 p36
- ・最判 H14.7.9 (百 I 109) p27
- ・名古屋高金沢支判 H15.1.27 p86
- ・最判 H15.9.4 (百 II 157) p42
- ・最判 H16.1.20 (百 I 105) p24
- ・最判 H16.4.26 p40、41
- ・最判 H16.12.24 (百 I 28) p5
- ・最判 H17.4.14 (百 II 161) p49
- ・最判 H17.7.15 (百 II 160) p40、49
- ・最大判 H17.12.7 (百 II 165) p58
- ・最判 H18.3.30 (民百 II [8 版] 89) p66
- ・最判 H18.7.14 (百 II 155) p56
- ・最判 H19.1.25 (百 II 232) p97
- ・最判 H19.4.17 (百 I 37) p34
- ・最判 H19.4.24 p36
- ・最判 H20.4.15 (H20 重判 11) p99
- ・最大判 H20.9.10 (百 II 152) p40、50、54
- ・最判 H21.2.27 (H21 重判 8) p72
- ・最判 H21.7.10 (百 I 93) p19
- ・広島地判 H21.10.1 (H22 重判 10) p66
- ・最判 H21.10.23 (百 II 243) p106
- ・最判 H21.11.26 (H22 重判 9) p40、55、79
- ・最判 H22.6.3 (百 II 233) p100

- ・最判 H23.6.7 (百 I 120) p29
- ・最判 H23.6.14 (H23 重判 6) p43
- ・最判 H24.2.9 (百 II 207) p92、94
- ・最判 H24.2.28 (百 I 51) p17
- ・最判 H25.4.16 (百 I 78) p11
- ・最判 H25.7.12 (H25 重判 3) p67
- ・最判 H27.3.3 (百 II 175) p16、69

(参考文献)

- ・「行政法」第6版(著:櫻井敬子・橋本博之-弘文堂)
- ・「行政法Ⅰ 行政法総論」第6版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ 行政救済法」第5版補訂版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅲ 行政組織法」第4版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅰ」第3版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ」第2版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「基本行政法」第3版(著:中原茂樹-日本評論社)
- ・「行政法概説Ⅰ」第6版(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法概説Ⅱ」第6版(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法概説Ⅲ」第5版(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法総論を学ぶ」初版(著:曾和俊文-有斐閣)
- ・「判例から探究する行政法」初版(著:山本隆司-有斐閣)
- ・「事例研究行政法」第3版(編著:曾和俊文・野呂充・北村和生-日本評論社)
- ・「事例から行政法を考える」初版(著:北村和生・深澤龍一郎ほか-有斐閣)
- ・「行政法 事案解析の作法」初版(著:大貫裕之・土田伸也-日本評論社)
- ・「基礎演習行政法」第2版(著:土田伸也-日本評論社)
- ・「行政法の基本」第5版(著:北村和生・佐伯彰洋ほか-法律文化社)
- ・「行政法ガール」初版(著:大島義則-法律文化社)
- ・「行政判例百選Ⅰ」第7版(有斐閣)
- ・「行政判例百選Ⅱ」第7版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和2年(有斐閣)
- ・「ケースブック行政法」第5版(編:稲葉馨・下井康史ほか-弘文堂)
- ・「行政判例ノート」第3版(著:橋本博之-弘文堂)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)
- ・「受験新報」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室」2006Apr.NO.307(有斐閣)

(参考文献2)

- ・「憲法Ⅰ」第5版(著:野中俊彦・中村睦男-有斐閣)
- ・「憲法Ⅰ 基本権」初版(著:渡辺康行・宍戸常寿ほか-日本評論社)
- ・「憲法論点教室」第2版(著:曾我部真裕・赤坂幸一ほか-日本評論社)